

金沢市木の文化都市創出モデル事業補助金交付要綱

(令和3年3月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「木の文化都市」の創出を先駆的に具現化していくため、木が感じられ、歴史的なまちなみと調和する建築物の設計及び工事に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木の文化都市 和の根源である木の文化を継承する高い市民意識のもと、木が持つ優れた特性を活かす持続可能な仕組みを備えた都市をいう。
- (2) 「木の文化都市」創出モデル事業 建築物の木質化をモデル区域で行う事業をいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 木質化 建築物の仕上げ等に木を使用することをいう。
- (5) モデル区域 第4条第2項に定める区域をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、「木の文化都市」創出モデル事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象の建築物及び区域)

第4条 補助の対象となる建築物は、地上部分で3以上の階数を有する建築物とする。ただし、金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例（平成25年条例第1号）第2条第1号に規定する金澤町家を除く。

- 2 補助の対象となる区域は、尾張町1丁目の一部及び尾張町2丁目の一部とし、3・3・9武蔵橋場線（博労町交差点から橋場交差点までの区間に限る。以下同じ。）に面する敷地とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 実施設計 木質化の工事を伴う意匠設計に係る費用

(2) 木質化の工事 次に掲げる費用（3・3・9武蔵橋場線の区域内における工事に係る費用を除く。）

ア 建築物の新築、増築、改築、修繕及び模様替に伴う工事のうち、3・3・9武蔵橋場線から通常望見できる部分の木質化（開口部等により外部から望見できる建築物の内装の木質化を含む。）に係る費用（当該行為に伴い生じる復旧作業に係る費用を含む。）

イ アの工事と併せて行う構造の木質化に係る費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に定める補助対象事業を行う場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める補助金の額とする。この場合において、当該補助金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

補助対象事業	補助金の額
実施設計	補助対象経費の3分の2に相当する額とし、その額は、100万円を超えないものとする。
木質化の工事	補助対象経費の5分の4に相当する額とし、その額は、1,000万円を超えないものとする。

（補助事業適用申請）

第7条 第3条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助対象事業について市と協議の上、事業実施に当たって別に定める補助事業適用申請書を市長に提出し、補助事業の適用の決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、第10条に規定する選考会の意見を聴いて補助事業の適用の可否を決定し、当該申請をした者に対し、その結果を通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 前条に定める適用の決定を受けた者は、第6条の表に定める補助対象事業の区分ごとに、当該事業に着手する前に、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、当該補助金の交付を決定

したときは、その旨を当該申請した者に通知するものとする。

(適用除外)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

- (1) 第5条各号に定める経費に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) その他補助金の交付が不相当であると市長が認める者
(「木の文化都市」創出モデル事業選考会)

第10条 市長は、第7条第2項の規定による補助事業の適用の可否について審査するため、有識者により構成される「木の文化都市」創出モデル事業選考会（以下「選考会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 選考会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 選考会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、選考会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。